## 公益社団法人岸和田青年会議所役員選出規程 新旧対照表

新 旧 第 1 条 第 1 条 1. 公益社団法人岸和田青年会議所 1. (社)岸和田青年会議所(以下本会 (以下本会議所と称する) の次年 議所と称する)の次年度の理事長 の選出は、立候補者のある場合は 度の理事長予定者の選出は、立候 直接選挙制とし、立候補者のない 補者のある場合は直接選挙制と し、立候補者のない場合は、役員 場合は、役員選出委員を選挙した 選出委員を選挙した上、同委員会 上、同委員会に於いて選出する間 に於いて選出する間接選挙制とす 接選挙制とする。 る。 2. この選挙並びに選出は、役員選出 2. この選挙並びに選出は、役員選出 規定(以下本規定という)により 規定(以下本規定という)により 執行する。 執行する。 3. 本規定により選挙及び選出された 理事長予定者は、理事会の決議を 経て、理事長に選出される。 第 15 条 理事長**予定者**に立候補しようとす|第 15 条 理事長に立候補しようとする者 る者は、被選挙権を有する者とし、 は、被選挙権を有する者とし、次 次の事項を記載した文章を選挙管 の事項を記載した文章を選挙管理 委員会に提出して、立候補の届出 理委員会に提出して、立候補の届 出をしなければならない。 をしなければならない。